

返戻金制度に関する事項

当社は、求人企業に対して、紹介した求職者が早期退職した場合に備えた「返戻金制度（返金規定）」を設けております。

返戻の条件や割合は、人材紹介サービス契約書に基づき以下のように定めております。

第 1 条（返金規定・返戻金）

1. 求人企業に入社した採用決定者が、入社日より起算して **6 か月以内**に自己都合により退職した場合、当社は求人企業に対し、受領した紹介手数料のうち以下の各号に定める割合（消費税別）を返還するものとする。
 - ・ (1) 入社後 1 か月以内の退職：紹介手数料の **80%**
 - ・ (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内の退職：紹介手数料の **50%**
 - ・ (3) 入社後 3 か月超 6 か月以内の退職：紹介手数料の **20%**
 - ・ (4) 入社後 6 か月超の退職：返金なし（対象外）
2. 求人企業は、採用決定者の退職が確定した場合、退職日から 14 日以内に書面にて当社へ通知するものとする。前項の規定にかかわらず、採用決定者の退職が下記の求人企業の責めに帰すべき事由（雇用条件の著しい相違、ハラスメント、会社都合による解雇・雇止めなど）に起因する場合は、当社は返還義務を負わないものとする。
 - ・ 求人企業の都合による解雇・雇止め
 - ・ 雇用条件の著しい相違
 - ・ 紹介人材の死亡・傷病等の不可抗力による退職
 - ・ 求人企業が通知義務を怠った場合
 - ・ 求人企業の業務上の問題（パワハラ・未払い等）が原因となる退職
3. 第 1 項に基づく返戻金が発生した場合、返金は、退職通知書面到達から 30 日以内に、求人企業が指定する口座へ振込により行う。

許可番号： 27-ユ-305341

事業所の名称及び所在地：

株式会社ミライマル

大阪府大阪市中央区安土町 2-5-5